

平成20年度 燃油・肥料高騰緊急対策事業について

事業名	①肥料・燃油高騰対応緊急対策事業	②施設園芸省エネルギー技術緊急導入推進事業	③施肥体系緊急転換対策事業
事業内容	燃油使用量又は化学肥料施用量の一定以上の低減に取り組む農業者の組織する団体に対し燃料費や肥料費の増加分の一部を助成するものです。	施設園芸における先進的加温設備の導入を通じて燃油使用量の低減実証に取り組む農業者の組織する団体に対し助成するものです。	効率的施肥技術の導入等により肥料コストを低減する新しい施肥技術体系への転換実証に取り組む団体に対し助成するものです。
助成内容	事業年(H20)と基準年(H19)の燃油費又は肥料費との差額の7割	実証に要する事業費の2分の1以内	定額、又は2分の1以内
事業実施者	農業協同組合、受益農家3戸以上を含めた肥料店等で組織する団体、その他受益農家で組織する団体(3戸以上)など		
申請の締め切り	事業の実施を希望する農家は、平成21年1月15日までに事業実施者に申し込みしてください。また、事業実施者は、平成21年1月30日までに市りんご農産課に申請してください。(詳細については、問い合わせ先へご確認ください。)		
問い合わせ先	中南地域県民局地域農林水産部りんご農産課(☎32-3305)、又は市りんご農産課(☎82-1636)		

平成21年度 地域担い手経営基盤強化 総合対策実験事業 要望について

事業内容	この事業は、農業用機械・施設の導入及び土地基盤の整備等に要する経費のうち、金融機関からの融資額を除いた自己負担部分に助成する事業です。
助成基準	○経費のうち融資額が50%以上であること。 ○経費が50万円以上であること。
助成率	経費の30%以内
支援対象者	①…認定農業者 ②…認定志向農業者(3年以内に認定を受ける者) ③…集落営農組織 ④…①から③で組織される営農集団
その他	要望については、平成21年度の事業申請の参考とするものです。
申込方法・期限	平成20年12月22日(月)までに、電話により申し込みしてください。
申込・問い合わせ先	弘前市担い手育成総合支援協議会 (農政課農業振興係内) ☎35-1111 内線709

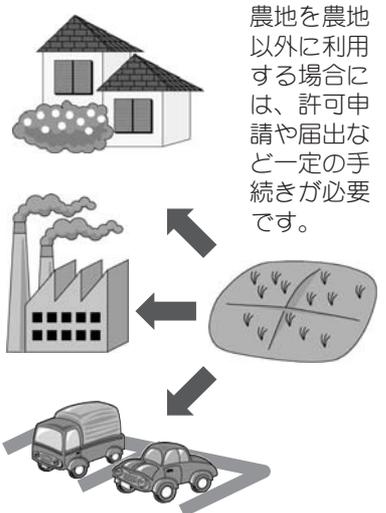
農地転用には 許可・届出が必要です

農地は農業生産の基盤であることから、宅地などの土地利用計画との調整に務めながら、優良農地の確保を図る必要があります。宅地など農地を農地以外に利用する場合は、許可申請や届出など一定の手続きが必要になります。農地の転用には、法律に

より規制がありますので、一時的な場合も含め、事前に転用したい農地の所在する地区の農業委員会窓口、又は地域の農業委員にご相談ください。

■問い合わせ先
【弘前地区】農業委員会弘前分室(市役所☎35・1111内線357)

農業委員会へご相談を



不動産取得税の 徴収猶予制度について

不動産取得税は、家屋の新築・増改築や土地・家屋を売買・交換・贈与などで取得した際に、一度だけ取得者に課税される県の税金です。納税通知書は、不動産の取得後ある程度の期間をおいて送付されますので、指定された納期限までに納付して下さるようお願いいたします。

生前一括贈与により農地等を取得した場合は、申請することで不動産取得税の納付が猶予される制度があります。申請には戸籍謄本、農業委員会が交付する「不

動産取得税の徴収猶予適格者証明書」などが必要になりますが、申請内容によって必要書類が異なります。また、この適用を受けた場合は、三年ごとに徴収猶予継続届出書を提出する必要があります。なお、贈与者又は受贈者が死亡した場合には、届出をしていただくことにより猶予されていた納税義務が免除されます。詳しくは、左記へお問い合わせください。

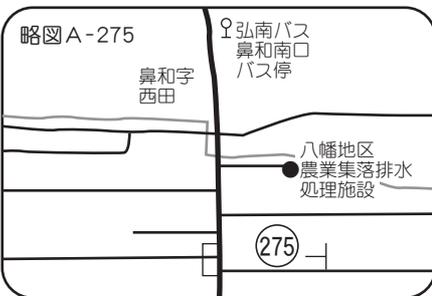
■問い合わせ先 中南地域県民局県税課第二課 ☎32・1131内線227

農地流動化情報 (新規)

■取扱窓口及び問い合わせ先

- ①農業委員会事務局
(岩木庁舎1階) ☎82-1638
- ②農業委員会弘前分室
(市役所新館2階) ☎35-1111 内線357
- ③農業委員会相馬分室
(相馬庁舎2階) ☎84-2111 内線840

区分	略図	農地の所在	利用状況	面積	希望売渡価格	取扱窓口
売りたい	A-275	八幡字平塚	水稲	14.36a	交渉次第	①②



資金名	青森県農林業災害経営資金
対象となる人	農業所得が総所得の5割以上の農業者で、減収量が3割以上かつ損失額が $\frac{1}{10}$ 以上。 (減収量には、加工向けや著しい低価格の生果を含む)
資金の使い道	種苗、肥料、農薬、燃料などの購入等の再生産に直接必要な資金
融限度額	○個人…200万円以内(果樹栽培者は500万円以内) ○法人…2,000万円以内(果樹栽培者は2,500万円以内) 〔個人、法人いずれも、市が発行する「農業被害認定書」の損失額の45/100以内(果樹栽培者は55/100以内)〕 ※果樹栽培者とは次のいずれか 〔◇ $\frac{1}{10}$ 以上の農業収入のうち果樹による収入が5割以上〕 〔◇果樹の栽培面積が農地全体の4割以上〕
償還期間及び貸付利率	3~5年(平成22年6月20日までの据置可能) 年0.8% (変更前1.6%)
借入手続	○申込先…下記融資機関(手続等をご相談ください。) ○借入手続には市発行の「農業被害認定書」が必要となります。 〔発行窓口: 岩木庁舎1階…農政課 市役所2階…農林部弘前分室 相馬庁舎2階…総務課〕 ○貸付期限は、平成21年3月31日です。
融資機関	つがる弘前農協・相馬村農協・津軽みらい農協・青森銀行・みちのく銀行・あおもり信用金庫・東奥信用金庫

災害経営資金の変更

平成20年4月中旬から6月中旬及び9月下旬の降霜・降ひょうで被害を受けた農家の方へ経営資金の融資を行います。詳しくは、融資機関にご相談ください。

老後生活に備えて

農業者年金

に加入しませんか



もっと詳しく 農業者年金の特徴・メリット

- 農業者の方なら広く加入できます**
20歳以上、60歳未満である国民年金1号被保険者で、年間60日以上、農業に従事していれば誰でも(配偶者や後継者も可)加入できます。
- 少子高齢化に強い年金です**
必要な原資を自分で積み立て、加入者や受給者の数に影響されない積立方式(確定拠出型)の年金制度で、過去5年間(平成15~19年度)の平均運用利回りは年3.43%です。
積立金+運用益=年金給付額
- 保険料の額は自由に決められます**
保険料は、月額2万円から6万7千円までの間で、将来設計にあわせて自由に決められます。

農業者年金は、農業者のための公的年金で、自分で納めた保険料とその運用益を原資として、将来支給される「確定拠出型年金」です。また、認定農業者で青色申告をしているなど一定の要件を満たす方には、保険料の一部について政策支援(国庫補助)を受けられることができます。農業者にとっても、老後の生活に備えるための重要な年金です。農業者年金への加入についてご家族で話し合ってみませんか。

- 終身年金で80歳までの保証付きです**
農業者老齢年金は、原則65歳から生涯支給され、80歳前に死亡した場合でも死亡一時金が遺族に支給されます。
- 税制面の優遇措置があります**
支払った保険料は、全額社会保険料控除ができ、所得税・住民税が節税になります。また、将来、受け取る年金には公的年金等控除が適用され、65歳以上であれば、国民年金と合せて年額120万円まで非課税となります。
- 担い手を対象に保険料の国庫補助があります**
認定農業者で青色申告であるなど一定の要件を満たした方には、保険料の国庫補助(最高5割)があります。

家族一人ひとりが加入できるのがいいわね

国民年金プラス農業者年金で老後は安心じゃ

農業者年金に加入したい、もっと詳しく知りたい方は、農業委員会農政係(岩木庁舎☎82-1638)か、お近くの農協へ

近年続く異常気象に備えて



りんご共済

『被害限定補償』



来年产申込受付中!

- 【対象となる災害】… 風害・ひょう害・凍霜害
- 【対象となる割合】… 2割～3割以上の被害から共済金が支払われます。(加入方式によって異なります。)
- 【掛金と補償額】… 申し込みは箱数単位となります。
- ★掛金は1箱50～100円(『ふじ』の場合) ※品種・加入方式等によって異なります。
- ★補償額は1箱2,700円(『ふじ』の場合) ※品種によって異なります。

- 掛金の半分は国が負担!
- 防風ネットがあればさらに割引!
- 3年間被害が無ければ掛金の一部を払戻し!

詳しくは ひろさき広域農業共済組合まで ☎28-5700

〔弘前市は、農業共済組合と連携して加入促進に努めていきます。〕



知識と技術の習得を(写真は昨年より)

農業委員会では、農業後継者りんご整枝せん定講習会兼競技会を開催します。地域間の連携と相互の研鑽を図るためにも、意欲ある後継者の皆さんの多数

第三回農業後継者りんご整枝・せん定講習会兼競技会参加者募集

- ◆参加を待ちしています。日時：平成21年1月20日(火)午前9時～午後4時
- ◆場所：弘前市りんご公園(市内清水富田)
- ◆参加資格：弘前市内に居住する18歳から40歳までのりんご生産農家の後継者
- ◆募集人員：50名(募集人員に達した時点で締め切ります。)
- ◆競技会：団体の部(3人1グループ)と個人の部で、りんごの整枝せん定に関する実技と筆記試験の点数により順位を決定します。

農業委員会委員選挙人名簿 登載申請について

農業委員会委員選挙人名簿は「農業委員会等に関する法律」により、有権者からの申請に基づき、毎年1月1日現在の選挙資格を調査し、調製することになっています。この名簿は平成21年3月31日から平成22年3月30日までに行われる農業委員会に関する全ての選挙に使用されます。

12月の中旬に、調査員がみなさんのお手元に選挙人名簿登載申請書をお届けしますので、「記載注意事項」を参考に記入してください。

申請書は平成21年1月9日(金)までに、調査員が回収に伺います。

なお、12月中に申請書が届いていない場合は、農業委員会事務局までご連絡ください。

◆選挙資格 次の条件をすべて満たしていること。

- ①平成21年1月1日現在で弘前市に住所を有する者。
- ②平成元年4月1日までに生まれた者。
- ③10ア以上の農地につき耕作の業務を営む者及び、その同居の親族又はその配偶者、及び農業生産法人の組合員、社員又は株主で、いずれも年間の耕作従事日数がおおむね60日以上の者。

■問い合わせ先

- 【弘前地区】農業委員会弘前分室(市役所 ☎35-1111 内線357)
- 【岩木地区】農業委員会農地係(☎82-1638)
- 【相馬地区】農業委員会相馬分室(☎84-2111 内線840)

- ◆参加料：無料(※昼食は各自で用意していただきます。)
- ◆申込締切日：平成21年1月6日(火)
- ◆申込・問い合わせ先：農業委員会農政係 ☎82-1638

【申請書記入例】

押印も忘れずに。(認め印でよい。)

耕作面積を記入(わからない場合は農業委員会までお問い合わせください。)

申請者代	住所氏名	弘前市大字上日野町1番地1	耕作面積	100アール	前年度認定面積	100アール
	氏名	弘前 太郎				

申請者氏名を掲載(通常は世帯主名)		世帯主との続柄	性別	生年月日	農委員会の意見				
					選挙権あり				
1	弘前 太郎	世帯主	男	昭和33年11月18日	※	※	※	※	※
2	弘前 さくら	子の妻	女	昭和34年5月4日	※	※	※	※	※
3	弘前 春男	子	男	昭和33年11月18日	※	※	※	※	※
4	弘前 さくら	子の妻	女	昭和34年5月4日	※	※	※	※	※
5	弘前 アキ	母	女	明治40年1月18日	※	※	※	※	※
6	弘前 冬子	子	女	昭和38					
7									
8									

選挙資格のない方が記載されている場合は、2本線で削除してください。

選挙資格がある方が記載されていない場合は書き加えてください。